

平成25年（ワ）第38号、同第94号、同第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

文書送付嘱託申立書

2013（平成25）年11月1日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安田 純治 外

原告らは、頭書事件について、次のとおり文書送付嘱託を申し立てる。

第1 文書の表示および文書の所持者

1、文書その1

（文書の表示）

被告東京電力が本件原発事故以前に検討していた、福島第一および第二原子力発電所に関連する既往津波および想定津波、これら津波に基づくシミュレーション結果、福島第一および第二原子力発電所の安全性評価の記載された文書一切。

（文書の所持者）

〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

被告 東京電力株式会社

2、文書その2

(文書の表示)

2000（平成12年）年に電気事業連合会の部会に報告された、津波に関するプラント概略影響評価についての資料一切（報告についての議事録を含む）

(文書の所持者)

〒100-8118 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館
電気事業連合会

第2 証明すべき事実（文書その1、その2共通）

被告東京電力及び国が、2002（平成14）年から2006（平成18）年、さらにどんなに遅くとも2008（平成20）年には、福島第一原発において全交流電源喪失をもたらし得る程度の、地震に伴う津波が発生することを予見し得たこと。

第4 送付の必要性等

1 原告らは、被告東京電力および被告国が、2002（平成14）年7月、遅くとも2006（平成18）年までには、地震及びこれに伴う津波により原子炉施設が水没して全電源喪失に陥り、炉心が溶融し放射性物質が施設外へ大量放出されるという重大事故が発生する可能性を認識していたことを主張している（訴状57頁、62頁）。

原告らは、訴状および準備書面（4）において、上記予見を可能ならしめる、地震に伴う津波に関する知見の進展について明らかにした。

さらに準備書面（4）では、2008（平成20）年における被告東京電力の二つの重要なシミュレーション（1896年明治三陸津波を福島沖日本海海溝沿いに想定したもの、および869年貞観津波について

の所謂「佐竹論文」に基づくもの)の存在について指摘した(甲B第16号証)。原告らは今後、被告東京電力および被告国は、どんなに遅くとも2008(平成20)年には上記予見が可能であったとの主張を追加する予定である。

- 2 これに対し被告東京電力は、「本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的・科学的知見をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波(O.P.+15.5m)が発生することを具体的に予見することは不可能であった」と主張し争っている(答弁書19頁、準備書面(1)4頁。なお、このような予見可能性の設定が誤っていることは準備書面(10)で明らかにしたとおりである)。

また、被告国も原告らの主張を争っている(第1準備書面11頁)。

- 3 以上より、被告東京電力及び国が、2002(平成14)年から2006(平成18)年、さらにどんなに遅くとも2008(平成20)年には、福島第一原発において全交流電源喪失をもたらし得る程度の、地震に伴う津波が発生することを予見し得たかどうか、本件における重要な争点であることは明らかである。

- 4 本申立書「第1 文書の表示」で示した文書その1は、被告東京電力が、福島第一および第二原発に関連する既往津波および想定津波に基づき、いかなるシミュレーションと安全評価をしてきたかを示すものであり、それ自体が重要な知見である。

また、被告東京電力がその時々の知見に照らし、即応性をもって、かつ適正な方法により津波評価をしていたかどうかは、シミュレーションと安全性評価の結果だけではなく、結果に至る過程(既往津波または想定津波をどのように設定し、計算したか)をも仔細に検討することにより、初めて明らかになるものである。

さらに被告国は、被告東京電力のこれらシミュレーションや安全性評価を知りあるいは知り得る立場にあったのであるから、これら文書の存在と内容は、国の過失責任を明らかにする基礎資料でもある。

以上より、文書その1の送付の必要性は明らかである。

- 5 本申立書「第1 文書の表示」で示した文書その2の存在は、準備書面(4)および甲B第25号証の国会事故調【参考資料1.2.1】により、既に示した通りである。

被告東京電力は、2002年2月に作成された土木学会「津波評価技術」が唯一の津波評価基準である旨主張するが、それに先立つ2000年の時点で、福島第一原発1～6号機につき、水位上昇側1.2倍で「×」(プラントに影響あり)となる津波を電事連(被告東京電力を含む)が想定していることは、極めて重大である。

「×」「○」との結論が出されるためには、その前提として具体的なシミュレーションの結果と計算過程が存在するはずである。その内容を子細に検討することは、争点の解明にとって必要不可欠である。

以上の理由により、文書送付嘱託を申し立てるものである。

以 上